



NCC 日本キリスト教協議会

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-24 振替 00180-4-75788
TEL: 03-6302-1919 FAX: 03-6302-1920
E-mail: general@ncc-j.org http://ncc-j.org

NATIONAL CHRISTIAN COUNCIL IN JAPAN

JAPAN CHRISTIAN CENTER 24, 2-3-18 Nishiwaseda, Shinjuku-ku, Tokyo, 169-0051 JAPAN
Phone: 81-3-6302-1919 Fax: 81-3-6302-1920
E-mail: general@ncc-j.org http://ncc-j.org

首相の靖国神社玉串料奉納、3閣僚の靖国神社参拝に抗議する

内閣総理大臣 岸田文雄様
経済再生大臣 新藤義孝様
防衛大臣 木原稔様
経済安全保障担当大臣 高市早苗様

私たち日本キリスト教協議会（NCC）靖国神社問題委員会は、政教分離原則の遵守を求め、首相や閣僚らが靖国神社に参拝及び玉串料や真榊等を奉納することに対して、一貫して抗議を続けている。先日も、8月9日付で、敗戦記念の日に玉串料の奉納及び参拝を行わないよう要請したばかりであった。それにもかかわらず今年の8月15日に首相は、玉串料を奉納し、また同日、新藤経済再生大臣、木原防衛大臣、高市経済安全保障担当大臣の、3閣僚が靖国神社を参拝し、内二人は玉串料をも奉納した。

こうした首相の靖国神社への玉串料奉納は、「自民党総裁」の名、つまり公的な立場で行うものであることを表明したものであり、3閣僚の靖国神社の参拝も「大臣」または「国会議員」としての公の立場で記帳がなされており、公的な立場での参拝であることを表明して行ったものである。こうした行為は、明らかに日本国憲法第20条3項の「政教分離原則」に違反し、さらに憲法第99条の「憲法尊重擁護義務」を侵害する行為というほかない。

靖国神社は、戦前・戦中の国家神道体制下において軍国主義の精神的支柱、国民の思想統制の道具となり、その結果、300万人を越える国民、2000万人ものアジア諸国の人々の命を奪う悲惨な結末をもたらした。この歴史の反省に基づいて、「政教分離原則」は定められている。首相及び閣僚が、靖国神社への参拝等を行うことは、明白な「政教分離原則」及び「憲法尊重擁護義務」に違反する違法行為であると共に、アジア・太平洋戦争において国内外に甚大な被害をもたらしたことに対する歴史的反省を欠く行為でもある。

私たちは、首相及び閣僚らが国策を誤り、侵略加害の罪責を犯した歴史の反省に立たず、日本国憲法の「憲法尊重擁護義務」をないがしろにし、「政教分離原則」を侵害したことに対し、ここに厳重に抗議するものである。

2024年8月18日

日本キリスト教協議会（NCC）靖国神社問題委員会
委員長 関 伸子